

3. 役員報酬および賞与の取り扱い

過大な役員報酬および賞与は利益処分としての性格を有するとして、損金算入扱いにならない。しかしながら近年、雇用形態や給与体系が大きく変化し、とくに賞金は年功序列型から能率給型へと急速に移行している。さらに利益に比例して役員報酬を支給する企業が増えている。こうした事情を考慮し、役員報酬および賞与に関する課税を現実に即した措置に改める。

4. 課税ベースの見直し

法人課税制度を企業経営の実態に即し、適切な是正措置を講ずる。

(1) 交際費について

欧米各国では、用途等については厳しい制限を設けているものの、原則として損金扱いとしている。わが国も法人税法本則では欧米と同じ考え方を採用しているが、実際には租税特別措置で原則課税扱いとしている。ただし、中小企業についてのみ若干額の損金扱いを認めているが、これを企業規模に関係なく一定の損金算入を認める制度に改める。

(2) 減価償却について

最近の技術革新の加速化、国際的なIT革命の急進、そしてなによりも一層の効率化を求められている企業経営などの事情や現実の耐用年数に配慮し、欧米の制度も参考に建物、機械・装置等について償却期間の短縮をはじめ制度の改善をはかる。併せて適用機械の分類を簡明化し、残存価額制度は可及的速やかに廃止する。

(3) 租税特別措置について

経済政策や社会政策などの政策的配慮により租税特別措置が設けられているが、税のあるべき姿から考えると廃止し、基本税率を下げるのが筋である。とくに政策目的を達したと思われる制度は速やかに本則に戻す必要がある。ただし新産業育成など、経済活性化に寄与するベンチャ